

第2次 福井県再犯防止推進計画

令和7年3月

福 井 県

目 次

第1 再犯防止推進計画策定の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 福井県再犯防止推進計画の位置付け	4
4 基本方針	4
5 推進体制	4
6 計画期間	4

第2 再犯の防止等に関する施策の目標..... 7

第3 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等	8
2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	14
3 学校等と連携した修学支援の実施等	19
4 民間協力者の活動の促進等	22
5 地域による包摂の推進	24

【参考資料】

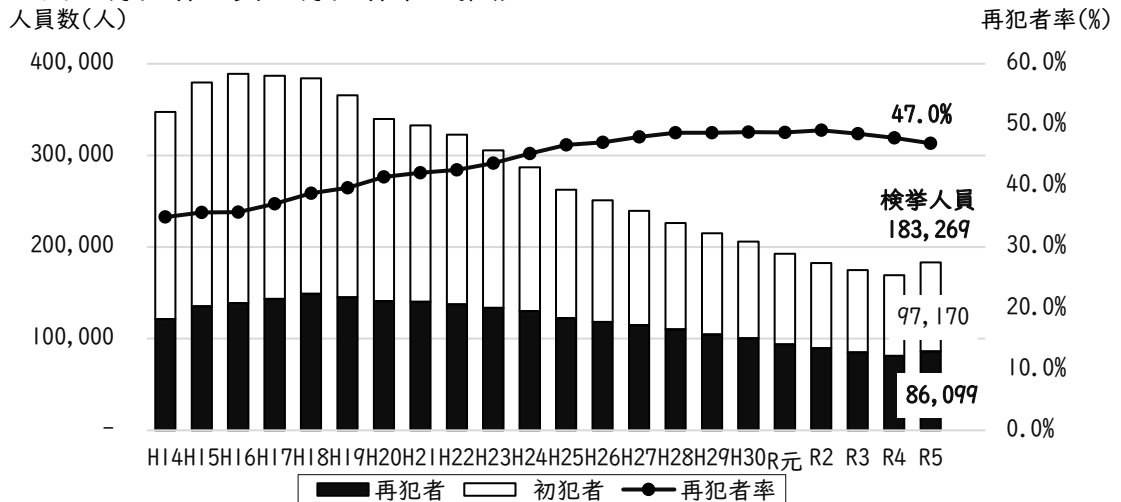
再犯の防止等の推進に関する法律	28
国の再犯防止推進計画の概要	34
用語集	35
福井県再犯防止推進計画概要	40
福井県再犯防止推進連絡協議会会員名簿	41
計画策定経過	43

全国の再犯者数は、平成18年をピークに減少傾向が続いているものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和5年には47.0%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。本県においても、再犯者率は44.9%と国よりは低いものの、依然、高い状況となっています。

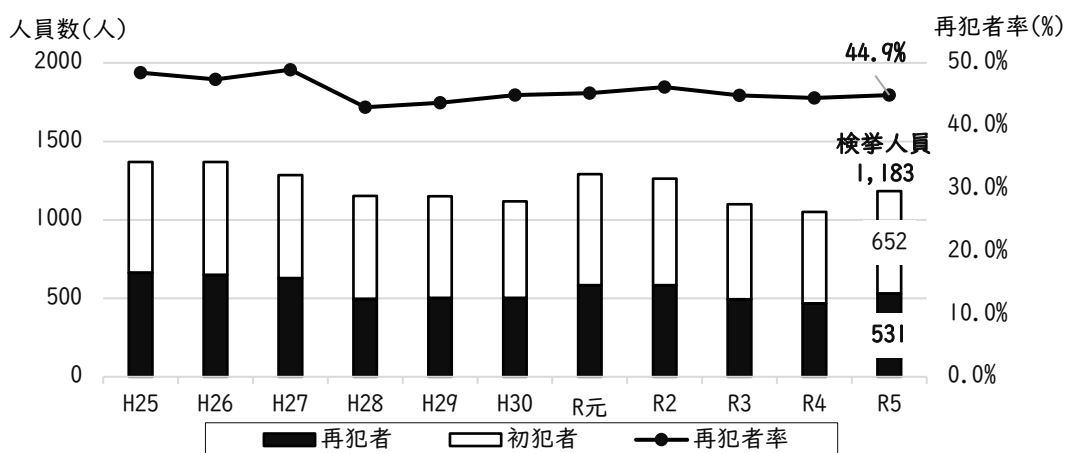
一方、令和5年における本県の受刑者(年内に新たに刑務所に入所した者)に占める再入者の割合は、59.0%と全国(55.0%)と比較し、高い状況となっています。また、受刑者のうち、高齢者や障がい者については、再入者の割合が全体より高くなっています。

【刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移】

(1) 全国の再犯者人員・再犯者率の推移

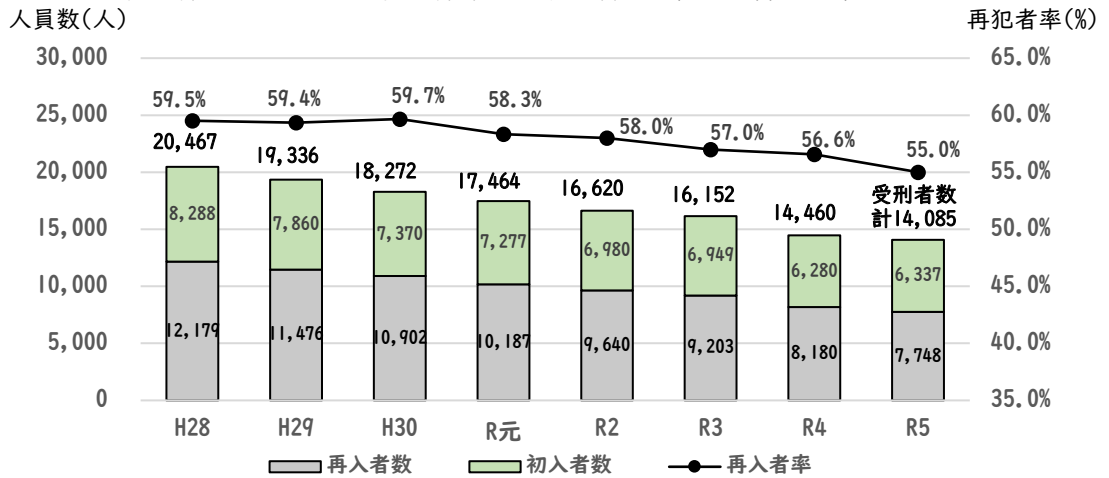


(2) 本県の再犯者人員・再犯者率の推移

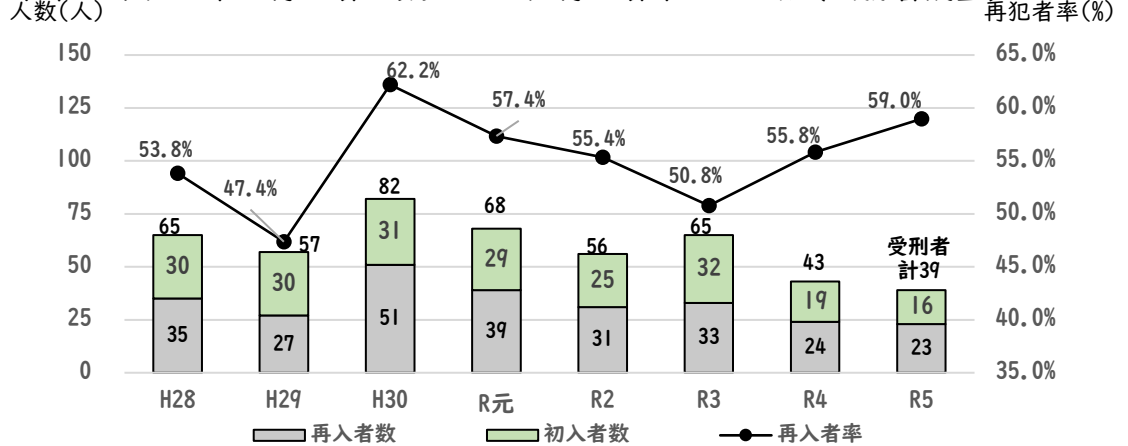


【受刑者に占める再入者の状況】

(1) 全国の再入者の数および再入者率は減少傾向（法務省調査）

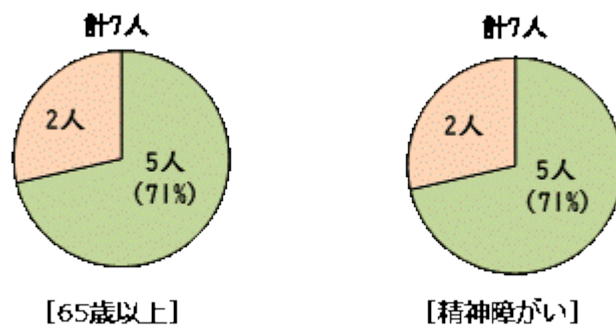


(2) 本県の令和5年の再入者の数は23人、再入者率は59.0%（法務省調査）



【令和5年受刑者および再入者の属性】

高齢者や障がい者については、再入者の割合が全体より高い（法務省調査）



犯罪をした者等の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う者が存在します。

2 計画策定の趣旨

国会においては、平成28年12月に議員立法により、国との適切な役割分担を踏まえて地域の事情に応じた再犯防止に関する施策を策定・実施する地方公共団体の責務を規定するとともに、地方公共団体に対して、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務を課した再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）が制定されました。そして、国は、この法律に基づき平成29年12月15日に国の再犯防止推進計画を閣議決定しました。さらに国は、令和5年3月17日に第2次再犯防止推進計画を閣議決定し、この第2次計画では、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示し、重点課題の一つとして、新たに「地域による包摂の推進」を掲げました。

このような状況を受け、福井県では平成31年3月に「福井県再犯防止推進計画」を策定し、国の関係機関、民間団体と情報共有や連携を図りながら、一体となって再犯防止に向けて取り組んできました。「福井県地域生活定着支援センター」の設置・運営、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」への参画、民間支援団体への補助、社会を明るくする運動への参画などに加え、犯罪をした者やその家族を対象に相談支援窓口を設置するなどの施策を実施してきました。

さらに、国の第2次再犯防止推進計画を勘案し「第2次福井県再犯防止推進計画」を策定します。この計画に基づき県の実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰できるようにするとともに、すべての県民がその更生について理解を深め、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に寄与します。

3 福井県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

計画の対象者は、犯罪をした者または非行少年もしくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）のうち、支援が必要な者とします。

4 基本方針

国の再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）で示されている5つの基本方針、7つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の課題に取り組みます。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 福祉サービス・保健医療の利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 民間協力者の活動の促進等
- ⑤ 地域による包摂の推進

5 推進体制

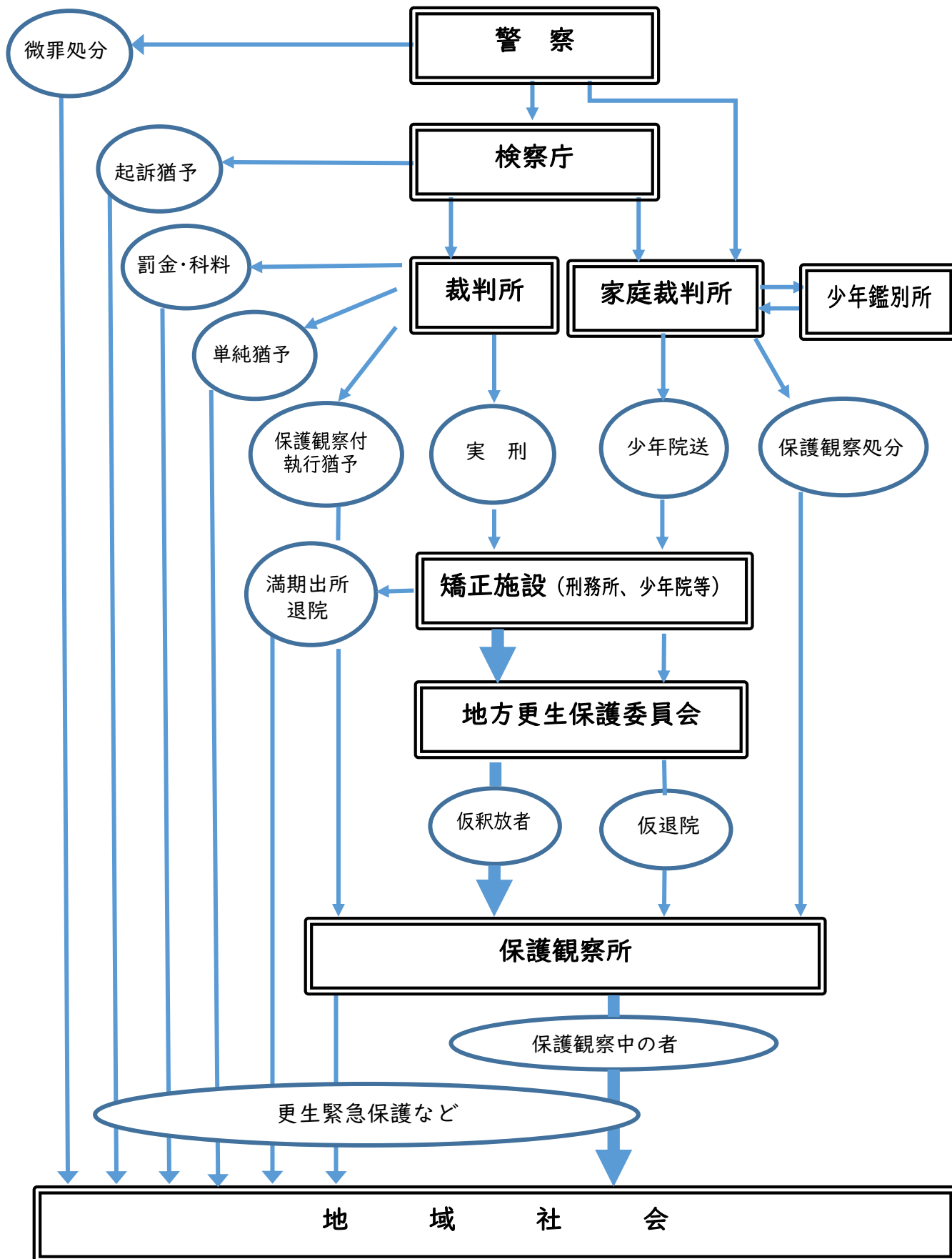
計画の推進にあたっては、国、市町、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止の施策を推進します。

また、県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する連絡会議を設置し、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携しながら、情報交換や課題の共有、福井県再犯防止推進計画の進捗管理などを行います。

6 計画期間

この計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

【刑事司法手続きの流れ】



<参考> 国の第2次再犯防止推進計画に提示されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2 再犯の防止等に関する施策の目標

福井県再犯防止推進計画を進める上で、住居や就職、福祉等の支援が必要な方への対応を強化するため、成果指標を以下のとおり設定し、その達成に向けて施策を実施します。

再入者率（受刑者に占める再入者の割合）：

59.0%〔2023年(令和5年)〕 ⇒ 49.0%以下〔2029年(令和11年)〕

【受刑者中の再入者数、再入率（犯行時の居住地が福井県である者）】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受刑者数	68人	56人	65人	43人	39人
うち再入者数	39人	31人	33人	24人	23人
再入者率	57.4%	55.4%	50.8%	55.8%	59.0%

(法務省調査)

再入者数の減少により再入率を減少させることを目的とします。

第3 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

ア 現状

刑務所への再入者は初入者に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の約7割が再犯時に無職の者となっています。再犯の防止には就労の確保が極めて重要です。

【入所受刑者の就労状況別構成比（令和4年）】

区分	無職	有職	合計
初入者	4,146人(66.6%)	2,082人(33.4%)	6,228人
再入者	5,943人(72.9%)	2,211人(27.1%)	8,154人
合計	10,089人(70.2%)	4,293人(29.8%)	14,382人

(令和5年犯罪白書より)

また、刑務所からの出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」への令和6年の登録企業数は161社となっています。しかしながら、実際に犯罪をした者等を雇用した企業は令和6年10月時点で7社であり、「協力雇用主」として登録しても、マッチングが上手くいかないことなどにより、雇用に結びついていない実態があります。

【協力雇用主の状況】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
協力雇用主数	183社	191社	196社	185社	192社	161社
実際に雇用した協力雇用主数	22社	18社	16社	9社	5社	7社
雇用数	22人	21人	20人	12人	9人	12人

(福井保護観察所提供 各年10月1日現在)

※協力雇用主の内訳(令和6年10月時点)

製造業14社、建設業97社、サービス業19社、卸小売業2社、運送業12社、農林・漁業3社、その他14社

○県の取組み

県では、平成 27 年度から、企業関係者等を対象とする研修会において、「協力雇用主」を増やすためのPRを実施しています。

また、県が発注する建設工事に関し、「平成 29・30 年度競争入札参加資格審査」においては、審査基準日の直前2年間で保護観察対象者または更生緊急保護対象者を3か月以上雇用した事業所への加点を実施しています。さらにこれ以降の競争入札参加資格審査においては、審査基準日時点で保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点を行う優遇措置を導入しています。

○国の取組み

国では、刑務所出所者等の雇用支援を行う矯正就労支援情報センター（コレワーク）の運営、刑務所出所者等就労奨励金の給付や「協力雇用主」の確保、ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置を行っています。また、福井保護観察所とハローワーク専門援助部門が緊密に連携しながら保護観察対象者への職業体験講習や巡回相談などを実施しています。

福井保護観察所が主催する「福井県刑務所出所者等就労支援協議会」において、出所者等が円滑に就労できるよう、福井保護観察所、福井刑務所、福井労働局、福井公共職業安定所等の16の構成機関において定期的に協議を行っています。

○民間団体の取組み

県内保護司会および協力雇用主が「協力雇用主」の開拓、福井県就労支援事業者機構が犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等に取り組んでいます。

イ 課題

刑務所出所時に就労先が決まっていない者や出所後にハローワークに来所しない者、高齢や偏見により安定した就労先が確保できない者等への付き添い支援などの対応が必要です。また、雇用のミスマッチを解消するために多様な業種の企業を開拓するなど、実際の雇用の増大を図る必要があります。

ウ 具体的施策

○企業経営者に対する啓発セミナーの実施 (地域福祉課)

福井県更生保護事業協会や福井県就労支援事業者機構などの民間関係団体の協力を得て、企業の経営者を対象に、「協力雇用主」の登録制度や矯正就労支援情報センター（コレワーク）の利用方法を周知し、登録および実際の雇用を促す啓発セミナーを開催します。

○県主催の企業向けのセミナー等での協力雇用主制度のPR (地域福祉課)

県が主催する各種の企業向けセミナーや研修会において国の機関と連携しながら協力雇用主制度のパンフレット等の配布など協力雇用主制度をPRし、「協力雇用主」の登録数と実際の雇用の増加に努めます。

○県の競争入札参加資格審査での加点措置 (土木管理課)

県の建設工事に係る競争入札参加資格審査における保護観察対象者または更生緊急保護中の者を雇用した事業所および保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点制度のPRと普及に努めます。

○暴力団離脱支援の充実と元暴力団員を受け入れる企業の開拓 (警察本部)

福井県暴力追放センター、矯正施設、保護観察所等との連携を強化するなど、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱者や元暴力団組員の事情を理解した上で受け入れ、改善更生に協力する企業のさらなる開拓に努めます。

○就労支援の強化 (地域福祉課、労働政策課)

就労意欲がある刑務所出所者等に対し、「ふくいジョブステーション」や「福井県シニア人材活躍支援センター」が「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携しながら、就労の支援を行います。

さらに、出所者を雇用していることを公開する民間企業とのマッチングを支援する「職親プロジェクト」など新たな民間団体の活動を活用して、出所者の就労につなげます。

(2) 住居の確保

ア 現状

令和5年の福井刑務所の出所者126人のうち、帰住先がない者は4人（3.2%）、雇用主住宅や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所した者は43人（34.1%）でした。

また、更生保護施設「福井福田会」からの令和5年度の退所者24人のうち行先不明の者は1人であり、安定した住居を確保できない者が少なからずいる実態があります。

【福井福田会からの退所者】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
退所者総数	29人	30人	37人	30人	24人
うち退所先不明者	6人	1人	5人	4人	1人

（福井福田会提供）

全国の出所受刑者（満期釈放）のうち、出所後住む場所がないと考えられる者の数（更生保護施設等に帰住する者やその他の数）は令和5年には3,054人でした。仮に新受刑者数と同数が出所すると仮定すると、令和5年の全国の新受刑者14,085人のうち21.7%が住む場所がないまま出所することとなり、39人が出所することになる本県では、約10人が住む場所がないまま出所すると推計されます。

【出所受刑者の帰住先】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国新受刑者数	17,464人	16,620人	16,152人	14,460人	14,085人
全国無住出所者数	3,848人	3,645人	3,292人	3,115人	3,054人
無住出所者割合	22.0%	21.9%	20.4%	21.5%	21.7%
福井県新受刑者数	68人	56人	65人	43人	39人
福井県無住出所者数推計	15.0人	12.3人	13.2人	9.3人	8.5人

（法務省提供、福井県地域福祉課人権室調べ）

○県の取組み

県が運営を委託する「福井県地域生活定着支援センター」において、高齢または障がいがあるため福祉的な支援を必要とする出所者に対して、福井保護観察所と協働し「更生保護施設」や「自立準備ホーム」での受入相談や、適切な福祉施設へつなぐための行政・福祉関係機関等との協議、また、生活に困窮している場合には、生活保護制度（住宅扶助）や生活困窮者自立支援制度を利用できるよう調整するなどの取り組みを行っています。

○国の取組み

国においては、福井保護観察所が更生保護施設等への委託、高齢者や障がいを有する者に必要な支援を行う更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に取り組んでいます。

イ 課題

身元保証のない者の住居や一時的な受け入れ先である更生保護施設「福井福田会」を退所した者の行先確保、犯罪をした者等の入居を拒む賃貸人が多いことなどの課題があります。

ウ 具体的施策

○住み込みで働くことのできる就労先の確保 （地域福祉課）

福井県就労支援事業者機構を始めとする「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携し、住み込みで働くことのできる就労先の確保に向けて、経済団体等へ働きかけを行います。また、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」および保護司会や基礎自治体を基盤とした地域支援ネットワークなどを活用して新たな住み込み就労先を開拓するほか、社員住宅を備えた「協力雇用主」の増加に取り組むことにより、住み込みで働くことのできる就労先の確保に努めます。

○犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の確保 （地域福祉課、建築住宅課）

犯罪をした者等を受け入れる賃貸住宅を確保するため、業界団体等への説明会の開催など、犯罪をした者等への賃貸人の理解の促進に努めます。

また、入居を拒まない賃貸住宅を登録し、住宅の確保に配慮を要する者にその情報を提供する「住宅セーフティネット制度」の普及に努めます。

○賃貸住宅への支援制度の充実 (地域福祉課)

出所者には、近隣住民とのトラブルを起こすのではないかと、家賃を滞納するのではないかとという偏見や差別があるために、家主が出所者へ物件を貸すことにはためらいがあります。家主による出所者への住居提供を促進するため、居住支援法人による出所者の生活状況の見守り等を県が支援することにより、出所者の住宅確保を支援します。また、この支援を通じて、家主・不動産店の偏見や差別を解消することにより、出所者に住居を提供する家主・不動産店を増やします。

2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等

(1) 現状

福井県における令和5年の65歳以上の高齢受刑者は7人で、そのうち再入者は5人(71.4%)、また、精神障がいを持った受刑者は7人で、そのうち再入者は5人(71.4%)でした。いずれも、全体受刑者数39人に占める再入者23人の割合(59.0%)を上回っています。また、本県の65歳以上、精神障がい者が受刑者に占める割合は、全国と比較して高い傾向にあります。

さらに、近年、覚せい剤取締法違反による検挙人数は増加しており、薬物依存者への支援が必要になっています。

【福井県における受刑者および再入者のうち65歳以上の割合】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上受刑者	12人	15人	8人	5人	7人
うち再入者	7人	9人	7人	4人	5人
割合	58.3%	60%	87.5%	80.0%	71.4%

(法務省調査)

【福井県における受刑者および再入者のうち精神障がい者の割合】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障がい受刑者	7人	13人	12人	10人	7人
うち再入者	4人	6人	8人	10人	5人
割合	57.1%	46.2%	66.7%	100.0%	71.4%

(法務省調査)

【覚せい剤取締法違反による検挙人数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙人数	46人	40人	29人	43人	50人

(福井県警察 令和5年犯罪統計)

○県の取組み

県が運営を委託する「福井県地域生活定着支援センター」において、刑務所入所者への相談窓口の紹介（地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、市町の障がい福祉課など）、介護保険制度や障がい福祉サービスの説明、要介護度および障がい支援区分の認定を受けることや福祉サービスを利用するための出所前の調整等の支援を行っています。令和3年からは刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人に対する支援も開始しました。検察庁、保護観察所、弁護士会、刑務所、更生保護施設などで構成する「被疑者・被告人等への支援に関する検討会」を年に2回程度開催し、支援の現状と課題、対策について意見交換を行っています。

また、薬物依存者に対しては、総合福祉相談所において、毎週、薬物等をやめ続けたい人やその家族を対象に、回復プログラムに基づいて学びの場を提供するほか、「依存症を考えるセミナー」を年12回開催しています。

【地域生活定着支援センター事業内容と取扱実績】 (件)

事業内容	R元	R2	R3	R4	R5
コーディネート業務 対象：保護観察所から依頼のあった矯正施設入所者 内容：受入施設の紹介、福祉サービスの申請支援	22	24	22	16	23
フォローアップ業務 対象：矯正施設出所者を受け入れた福祉サービス事業所 内容：必要な助言（矯正施設入所時の様子、身体状態など留意点を伝える）	39	40	35	35	28
相談支援業務 対象：警察、検察等の行政機関、矯正施設出所者、国選弁護士 内容：受入施設の紹介、必要な助言	9	7	5	12	27
被疑者等支援業務 対象：被疑者・被告等で高齢または障がいにより自立した生活を営むことが困難な者 内容：受入施設の紹介、必要な助言、福祉サービスの相談支援	—	—	2	8	7
合 計	70	71	64	71	85

(福井県地域福祉課人権室調べ)

○国の取組み

福井地方検察庁が入口支援として再犯防止対策班の設置、身柄引受人の確保や更生緊急保護等の支援に取り組み、福井刑務所が出口支援として社会福祉士による面談、特別調整等の実施等に取り組み、福井保護観察所が、勾留中に生活環境調整（入口支援）、特別調整（出口支援）を実施した上で更生緊急保護の申出を受けて、必要な支援、相談対応の実施等に取り組んでいます。

福井保護観察所が主催する「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等の社会復帰に関する連絡協議会」において出所者等が円滑な支援を受けられるよう、福井保護観察所、福井刑務所、福井県地域生活定着支援センター、福井県および福井市担当課等の多機関により定期的に協議を行っています。

また、県内矯正施設および福井保護観察所が、専門プログラムの実施やガイドラインに沿った回復支援、地域連携による支援、地域援助等に取り組んでいます。「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡協議会」を開催し、関係機関との情報交換を行っています。

○民間団体の取組み

県と市町の社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業等を実施する関係機関と連携を図りながら、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業による支援に取り組んでいます。

また、保護観察期間を経過した者等の社会復帰支援を円滑に進めることを目的として、国の更生保護関係機関、民間関係団体、県、福井市、社会福祉協議会、福井県地域生活定着支援センターなどで構成する「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」が平成29年11月に発足し、普段から支援に関わる情報の共有等を行っています。

(2) 課題

刑事司法手続において高齢者・障がい者の状況把握と支援体制が不十分であるほか、特別調整や更生緊急保護を希望しない者、要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応が課題となっています。

薬物事犯者には、更生保護関係機関のほかに医療機関や自助グループなど、より多くの機関と連携した支援が必要であることや、薬物依存症者を受け入れる医療機関の情報が少ないという課題があります。

また、受けることができる福祉・医療の支援を知らないまま再犯に至る者がいます。

(3) 具体的施策

○地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課)

高齢または障がいのため自立が困難な受刑者が刑務所から出所後直ちにその人に必要な福祉サービスを受けられるよう、適切な機関に委託するなどして、「福井県地域生活定着支援センター」を運営します。

○障がい者への支援の充実 (地域福祉課、障がい福祉課)

身体・知的・精神に障がいを抱え、自立が困難な受刑者に対して、「福井県地域生活定着支援センター」が障がい者手帳の交付申請や出所後すぐに適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。

「福井県地域生活定着支援センター」の支援対象とならなかった障がいのある犯罪をした者等に対しては、県が「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と「福井県保護司会連合会」に委託して設置する就職や福祉サービスの利用等を支援する相談支援窓口において個々のニーズに合わせた支援を行います。

○犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知

(地域福祉課、障がい福祉課)

保健医療・福祉サービスの紹介チラシ等を刑務所や保護観察所等を通じ、出所者等全員に配布し、スムーズに保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援します。

特に、依存症者に対しては、医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介したチラシ等を「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」を通じて福井保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布し、適切な支援につなげます。また、医療機関について県ホームページに掲載を行い、周知を図ります。

○依存症者やその家族等に対する支援の充実 (障がい福祉課)

薬物等をやめ続けたい人やその家族を対象に回復プログラムに基づき学びの場を提供するほか、専門家によるセミナーを引き続き実施します。また、依存症の病理や現状を正しく理解し、さらに適切な予防や対策ができるよう内容の充実に努めます。

また、要望に応じて福井保護観察所や福井社会復帰支援ネットワーク協議会による支援につなげます。

○県と国の関係機関、民間関係団体等で構成する連絡会議の開催 (地域福祉課)

福井県再犯防止推進連絡協議会を開催し、計画に盛り込んだ再犯防止に関する施策を推進するとともに、より効果的な施策のあり方について検討します。

また、市町に対しては「再犯防止に関する県市町会議」を実施するとともに、適切に情報提供を行うことで、地方再犯防止推進計画の策定を促し、県や関係団体、国関係機関が実施する施策の推進への協力を求めています。

○関係機関同士の情報共有の強化 (地域福祉課、障がい福祉課)

出所者をよりスムーズに適切な相談機関・福祉支援窓口につなげるよう、それぞれの活動内容の理解促進のため、オンライン活動報告会などを定期的で開催することにより、お互いの業務の内容を十分に把握し、適切な機関へつなぎます。

福井保護観察所の主催する「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡協議会」に引き続き参画し、関係機関との連携強化を図ります。また、福井県依存症対策推進協議会において、関係機関が依存症に関する情報や課題を共有することで連携を強化し、依存症者に対する包括的な支援を実施します。

3 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状

少年院入院者数は、全国的に減少傾向にあります。

【少年院入院者数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
少年院入院者	1,735人	1,626人	1,381人	1,335人	1,635人

(法務省調べ)

検挙人数に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は、近年増加傾向にあります。

【少年犯罪の推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙人数	1,291人	1,263人	1,100人	1,051人	1,183人
うち少年割合	6.5%	7.4%	5.9%	6.9%	13.4%

(福井県警察 令和5年犯罪統計)

また、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年を合わせた非行少年総数も増加傾向にあります。

【非行少年の推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
非行少年数	130人	138人	98人	101人	209人

(福井県警察「令和5年中における少年非行の概要」)

○県の取組み

県では、少年警察ボランティアによる街頭補導や広報啓発活動、立ち直り支援を行う体験型の「かがやきサポート活動」を実施しています。また、警察と学校が連携し、初発型非行等の防止を目的とした「ひまわり教室」の開催、スクールサポーターによる地域の警察署を拠点とした学校での非行防止活動などを行っています。

○国の取組み

福井少年鑑別支所が「法務少年支援センターふくい」の名称で非行・犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、非行傾向のある少年およびその家族等への具体的支援（対象者への学習支援、カウンセリング、専門プログラムの実施）等に取り組んでいます。

○民間団体の取組み

福井県保護司会連合会や福井県更生保護女性連盟等が非行防止の街頭キャンペーン等に取り組んでいます。また、福井県更生保護女性連盟が子育て支援や児童等の見守り活動を行い、福井県BBS連盟が兄や姉のような身近な存在として、保護観察対象者や非行傾向にある少年との学習支援やスポーツ交流を通したともだち活動や、こどもの居場所づくりを通した非行防止活動の取組みを行っています。

各保護司会においては、定期的に小中学校と「学校と語る会」などを行うなどして、非行傾向にある少年の再非行防止や立ち直りに向けた活動に取り組んでいます。

また、学ぶ機会に恵まれなかった少年鑑別支所の少年に対し、福井県BBS連盟会員が学習支援活動を実施しています。

（2）課題

学び直しを望む出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、これまで実施してきた関係機関が連携した非行防止活動や啓発活動に引き続き取り組む必要があります。

(3) 具体的施策

○警察と学校が連携した非行防止活動の実施

(警察本部、高校教育課、義務教育課)

少年警察ボランティアによる街頭補導や広報啓発活動、立ち直り支援を行う体験型の「かがやきサポート活動」を実施します。また、初発型非行等の防止を目的とした「ひまわり教室」の開催、スクールサポーターによる地域の警察署を拠点とした学校での非行防止活動など、警察と学校が連携した活動を実施します。

また、福井少年鑑別支所の地域援助機能（県民や関係機関等からの依頼に応じて、非行相談や法教育授業等を行うこと）も活用し、活動を充実していきます。

○非行防止一斉キャンペーンの実施

(県民安全課)

県内主要駅やショッピングセンターで非行防止啓発資料を活用した非行防止一斉キャンペーンを行い、県民に非行防止を呼びかけます。

○学び直しを望む出所者等に対する修学支援

(地域福祉課、高校教育課、生涯学習・文化財課)

学び直しを望む出所者等に対し、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携し、定時制・通信制高校や放送大学等の入学案内等のパンフレットを配布するとともに、個別の入学相談等に応じます。

4 民間協力者の活動の促進等

(1) 現状

福井県内の保護司数は409人（R6.1現在 充足率94.0%）、また、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行う福井県更生保護女性連盟の会員数は1,695人（R6.1現在）、兄や姉のような身近な存在として少年の自立を支援する福井県BBS連盟の会員数は110人（R6.5現在）となっています。

また、更生保護法人として、主に更生保護関係団体への活動助成を行う福井県更生保護事業協会と更生保護施設を運営する「福井福田会」があります。

○県の取組み

県は、更生保護法人への助成支援（福井県更生保護事業協会の活動や福井福田会の施設老朽化に伴う建替え）に取り組んでいます。

○国の取組み

福井保護観察所は、地区の保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の民間協力者団体の活動を支援しています。

○民間団体の取組み

福井県保護司会連合会が福井保護観察所と連携して保護司に対する研修等を実施するほか、各種モデル地区活動への助成を行っています。また、福井県更生保護事業協会が更生保護団体への金銭的支援や新聞による広報・啓発活動を行うほか、福井県更生保護女性連盟が更生保護施設での食事づくりや餅つき会、福井刑務所において誕生会などの更生支援活動を行っています。

(2) 課題

一部地域において保護司のなり手不足が生じているほか、民間団体（更生保護女性会、BBS会）においても新規会員の確保が難しくなっているなど、民間協力者の確保が課題となっています。

(3) 具体的施策

○民間支援団体の啓発活動への支援 (地域福祉課)

福井県保護司会連合会、福井県更生保護女性連盟、福井県BBS連盟などの民間支援団体が実施する「社会を明るくする運動」や福祉サービスに関する研修会などへの助成を行うとともに、民間支援団体の会員の顕彰や県のイベントでの活動PRなどを積極的に行い、民間協力者の確保と活動の活性化を促進します。

○安全な面接場所の確保 (地域福祉課)

保護司が安全に面接等をできるようにするため、コミュニティセンターや公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるよう、所管する市町に働きかけます。

5 地域による包摂の推進

(1) 現状

県内全域で街頭啓発活動として「社会を明るくする運動」を実施し、令和5年の参加者数は6,868人となっています。

【社会を明るくする運動 参加者数】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
参加者数	22,148人	1,453人	6,950人	11,415人	6,868人

(福井保護観察所提供)

○県の取組み

県は、「社会を明るくする運動」の実施に協力するとともに、福井県人権施策基本方針に基づき「刑を終えて出所した人の人権」について啓発を実施しています。また、「福井県地域生活定着支援センター」においては、センターの役割、業務内容、支援事例の説明などを通じ、刑務所出所者への理解を促進し、偏見解消につながるよう研修会を開催しています。

また、「福井県地域生活定着支援センター」の支援対象とならない人やその他の、過去に犯罪をした者やその家族等に対しては、県が「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と「福井県保護司会連合会」に委託して設置する就職や福祉サービスの利用等を支援する相談支援窓口において個々のニーズに合わせた支援を行っています。

○国の取組み

福井保護観察所が「社会を明るくする運動」を実施し、福井刑務所が矯正展や刑務所見学研修会を開催し、福井少年鑑別支所が「法務少年支援センターふくい」の名称で法教育授業等に取り組んでいます。

毎年「高齢又は障がいにより特に自立が困難な矯正施設出所者等の社会復帰に関する連絡協議会」や「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡会議」を国や県の関係機関を集めて開催し、高齢者や障がい者の社会復帰、薬物依存者への回復支援について情報交換を行っています。

福井保護観察所では、更生保護関係団体とも連携しながら、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などの再犯、再非行防止、立ち直りのための支援や、地域住民及び関係機関からの相談にも応じるなどしながら、一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます。

○民間関係団体の取組み

福井県更生保護女性連盟が少年非行事例などのケース研究会やミニ集会を開催するほか、県人権フェスティバルにおいて活動をPRするパネルを展示するなど、広報・啓発活動に取り組んできました。また、民間関係団体においては積極的に「社会を明るくする運動」に参加しています。

(2) 課題

急激な人口減少や少子高齢化が進み、単独世帯の割合の増加し、地域のつながりが希薄化するなか、望まない孤独や社会的孤立の深刻化が社会問題となっています。

また、県民の「刑を終えて出所した人の人権」に対する関心が低いことや犯罪をした者等に対する偏見（福祉施設からの入所拒否等）があることなどの課題があります。

刑務所から仮釈放中の者など保護観察に付されている者には、保護観察所による社会復帰のための指導・援助がありますが、刑務所からの満期出所者等に対しては支援体制が十分ではないという現状があります。

また、「福井県地域生活定着支援センター」の支援事業の対象は、高齢者・障がい者等の出所後直ちに福祉サービスの支援が必要な者に特化しており、一般的な出所者等の相談先ではありません。

「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」は、出所者等の一般的な相談先として今後期待されますが、利用しやすい窓口の確保や相談があった際により効果的な支援ができる体制の整備が必要です。

【令和4年度 人権問題に関する人権意識調査結果】

問) 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。

(複数回答)

	令和4年国調査	平成27年県調査	令和4年県調査
刑を終えて出所した人と回答した割合	14.8%	9.6%	8.3%

(福井県地域福祉課人権室調べ)

(3) 具体的施策

○地域交流の場の整備支援 (地域福祉課)

地域交流サロンや認知症カフェ、子ども食堂、障がい者の集まる場所など、市町による地域住民が気軽に立ち寄り交流できる多様な場の整備を支援し、社会参加や見守り活動につなげます。

○再犯防止活動のPR、犯罪をした者等の人権啓発の強化 (地域福祉課)

再犯防止を推進するための総合相談窓口の設置について、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」と連携し、満期出所者等を対象に周知していきます。

また、「社会を明るくする運動」や市町の広報媒体等を活用し、県民に対する啓発チラシの配布や更生保護活動の紹介を行うなど、啓発を強化します。

さらに、医療機関や市町職員を含む福祉関係者等に対し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する出前講座を法務省出先機関等と連携して実施し、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めていきます。

○満期出所者等をサポートする県相談支援窓口の設置 (地域福祉課)

犯罪をした人等の全てを対象とする相談支援窓口設置を支援します。この窓口には保護司等を相談員として配置し、求職や福祉サービスへの付き添い支援、啓発活動等を行います。

○地区相談窓口の設置 (地域福祉課)

県域全体を対象とする相談支援窓口だけでなく、地区相談窓口を増設して相談に応じることにより、住居確保や就労支援、地域での悩み事など、よりきめ細かな相談対応を実施します。

參考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

- 第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

- 第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

- 第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。
- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

- 第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社

会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域にお

いて生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

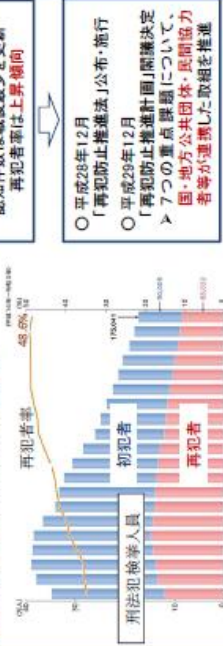
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

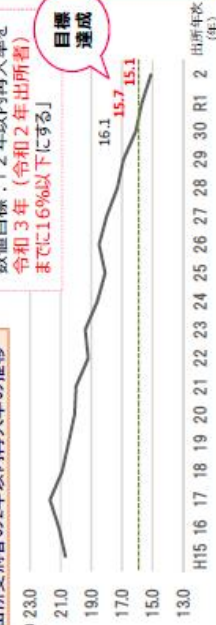
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 適期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体で策定済み (R4.10.11))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に成した「最の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の持続性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
 - 就労の確保
 - 拘禁刑前設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**刑務作業**の実施
 - 拘禁刑前設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**刑務作業**の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を促した**処遇**(福祉へのつながり、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行ったための**体制整備**
 - 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援**法人的な連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 保護医療・福祉サービスの利用の促進
 - 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの**適切な把握と動機付け**の強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**
 - 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した**専門的プログラム**の実施
 - 更生保護施設等の受入れ、処遇機能の充実、**自助グループ**等の**民間団体との連携強化**
 - 増加する大麻事犯に対処した**処遇の充実**
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や卒業認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、**地域における非行の未然防止**
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - **拘禁刑前設**の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した**処遇の充実**
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての**自覚・責任**を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - **持続可能な保護司制度**の確立とそれのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討、**試用、保護司活動のデジタル化**の推進
 - **地域の民間協力者**(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の**積極的な開拓及び一層の連携**
 - 民間事業者の**ノウハウ**等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
 - 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への**情報・知見**の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における**地域援助の推進**、**更生保護**地域連携拠点事業の充実
 - 相成り得る場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、**更生保護施設**による**訪問支援事業の拡充**
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、**情報連携**と**再犯防止**施策の**効果検証**の充実、**人的・物的体制の整備**

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 拘禁者中の再犯者数及び再入率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行終了者の再入率
- ③ 出所受刑者の3年以内再入率
- ④ 主たる犯罪・特種犯罪の3年以内再入率
- ⑤ 民間協力者(全国)執行終了者及び保護観察終了者の再入率
- ⑥ 民間協力者(全国)執行終了者及び保護観察終了者の再入率
- ⑦ 民間協力者(全国)執行終了者及び保護観察終了者の再入率

用語集

【か行】

「かがやきサポート活動」…少年警察ボランティア等と連携して実施する、農作業や動物との触れ合い、スポーツ体験等の体験活動を通じた立ち直り支援活動

「起訴猶予者」……………被疑事実が明白な場合において被疑者の性格、年齢および境遇、犯罪の軽重および情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときに検察官により不起訴処分にされた者

「矯正施設」……………犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇を行う施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院）

「矯正就労支援情報センター」…刑務所出所者等の雇用を検討している事業主の方に対し、雇用情報の提供、採用手続きの支援などを行う機関。通称「コレワーク」

「協力雇用主」……………犯罪をした者等の自立および社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主

「ぐ犯少年」……………刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年

「検挙人員」……………警察において検挙した被疑者の数

「更生保護」……………犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

【さ行】

「再犯者」……………再び犯罪をした者

「再犯防止啓発月間」…再犯防止推進法第6条に、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等についての関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。

「執行猶予者」……………一定の期間（執行猶予期間）刑事事件を起こさず無事に経過したときは刑罰権を消滅させる判決等を受けた者

「社会を明るくする運動」…法務省が、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする啓発活動のことで、毎年7月を強調月間として啓発・周知を図っている。

「住宅セーフティネット制度」…住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する者（要配慮者）に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行い、必要に応じて居住支援や経済的支援を併せて行う制度

「触法少年」……………刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

「少年警察ボランティア」…少年の非行防止および少年の保護を図るため、警察本部長等から「少年補導員」等として委嘱された地域のボランティア

「スクールサポーター」…警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う者

【た行】

「地区更生保護サポートセンター」…保護司と地域が連携して更生保護や犯罪の未然防止などに取り組む活動拠点

「特別調整」……………高齢（おおむね65歳以上）であり、または障害を有する刑務所入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行う。

【は行】

「犯罪少年」……………犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の少年

「犯罪をした者等」……法によって禁じられ刑罰が科せられる行為をした者および非行少年

「非行少年」……………犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年

「福井県更生保護事業協会」…保護司や更生保護女性連盟、BBS会、協力雇用主、更生保護施設の活動に対し、協力助成を行うことを目的として法務大臣の認可を受けて設立され、更生保護関係団体への助成や“社会を明るくする運動”、機関紙「更生保護ふくい」の発行を通して、更生保護活動の充実および広報・啓発を行う。

「福井県更生保護女性連盟」…女性としての立場から、地域の犯罪予防活動と、犯罪をした人等の更生支援活動を行うボランティア団体である更生保護女性会が県内に 17 地区あり（会員数は現在 2,008 人）、それらを束ねている団体。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動等、多様な活動を展開している。

「福井県地域生活定着支援センター」…高齢または障がいのため自立が困難な矯正施設出所者等が出所後、直ちに適切な福祉サービスを受けられるよう支援するセンター

「福井県保護司会連合会」…犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアである保護司が所属する地区会（県内10地区）で構成されている団体

「福井県BBS連盟」…BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、様々な立場の少年と、兄や姉のような身近な存在として接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援する「ともだち活動」や非行防止活動を行う青年ボランティア団体（県内8地区）で構成されている団体

「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」…保護観察対象者（仮釈放者等）および更生緊急保護対象者（満期釈放者等）並びにこれらの期間を経過した者等の社会復帰支援を一層円滑に進めることを目的として、平素からの情報共有と、一人ひとりに応じた具体的な支援の実現に向けた連携・協議を行うため、平成29年11月13日に設立された協議会。福井県保護司会連合会、福井保護観察所、福井県更生保護事業協会、福井福田会、福井県就労支援事業者機構、福井県更生保護女性連盟、福井県BBS連盟の7つの更生保護関係機関・団体と県、福井市、福井県社会福祉協議会、福井県地域生活定着支援センター、福井県済生会、福井刑務所、福井少年鑑別支所、福井地方検察庁の8つの関係機関・団体で構成（構成団体は平成30年12月現在）

「福井福田会」……………県内唯一の更生保護施設であり、刑務所等からの出所者で帰る家がない者等を一定期間保護し、宿泊場所や食事を提供するとともに就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行う。

「法務少年支援センターふくい」…福井少年鑑別支所に設置され、主に子どもの非行問題に対し、心理学等の専門家の職員が相談に応じ、保護者への助言や子どもへのカウンセリング等の援助をしている。

「保護観察期間」……………保護観察処分少年 ⇒ 20 歳までまたは 2 年間
少年院仮退院者 ⇒ 原則として 20 歳に達するまで
刑務所からの仮釈放者 ⇒ 残刑期間
保護観察付執行猶予者 ⇒ 執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者 ⇒ 補導処分の残期間

「保護司」……………保護司法や更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた
無給の非常勤の一般職国家公務員で、犯罪をした人や非行の
ある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア

【ま行】

「満期出所者等」……………刑務所から刑期が満了して釈放になる受刑者、少年院からの
満期退院者、保護観察期間が終了した者など

第2次福井県再犯防止推進計画の概要

第2次福井県再犯防止推進計画 概要

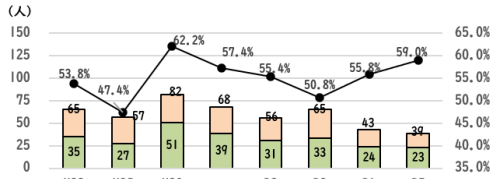
【基本理念】 犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰できるようにするとともに、すべての県民がその更生について理解を深め、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現

【計画の位置付け】 再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国の再犯防止推進計画を踏まえ策定する「地方再犯防止推進計画」

【計画期間】 令和7年度（2025年）～令和11年度（2029年）までの5年間

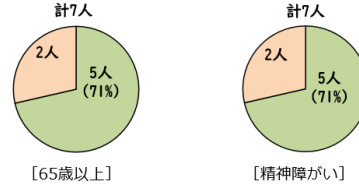
【受刑者に占める再入者の状況】 ※「受刑者」とは、年内に新たに刑務所に入所した者

(1) 本県令和5年の再入者の数は23人、再入者率は59.0%



【令和5年受刑者および再入者の属性】

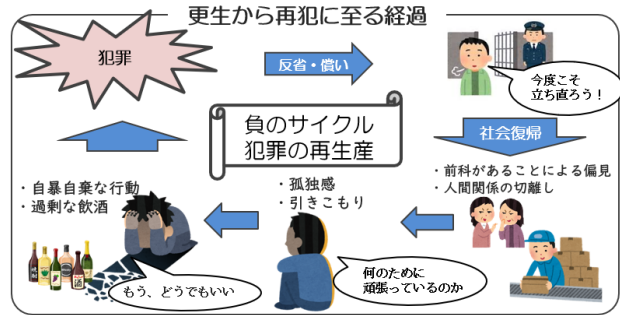
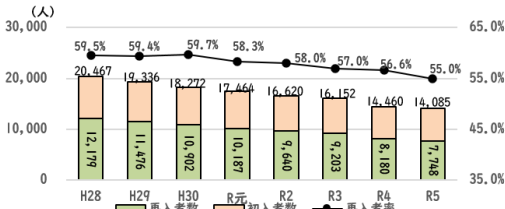
高齢者や障がい者については、再入者の割合が全体より高い



【本県の関連指標】 ※（ ）内は全国

- ・検挙者数 [R5:1,183人]、再犯者数 [R5:531人]、再犯率 [R5:44.9%(47.0%)]
- ・保護司数[R6:409人]、充足率[R6:94.0%(88.7%)]

(2) 全国の再入者の数および再入者率は減少傾向



第2次福井県再犯防止推進計画 概要

基本方針・現状と課題	主な施策
1 就労・住居の確保等 (現状と課題) ・本県の協力雇用主数は161社。このうち雇用実績は7社に12人 ・出所後本県への帰住者のうち住所のない者は推計10人 ○協力雇用主が少なく業種が偏っているため、希望する仕事のマッチングが難しい ○身元保証人の不在や家賃滞納の恐れ等により、賃貸住宅への入居が困難	・企業経営者に対する啓発セミナーの実施 ・県の競争入札参加資格審査での加点措置 ・出所者を受け入れる民間企業とのマッチング支援をする「職探プロジェクト」などによる就労支援の強化 ・賃貸住宅の家主のリスクを軽減するための出所者への見守りなどの支援制度の充実
2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等 (現状と課題) ・本県の受刑者39人のうち65歳以上は7人。実数は横ばい ・本県の受刑者39人のうち精神障がいのある者は7人。実数は横ばい(法務省調査) ・本県の65歳以上、精神障がい者が受刑者に占める割合は全国より高い傾向 ・福祉・医療の支援を知らないまま、再犯に至る者が多い ○高齢者や精神障がい者の再犯率が高くなっている ○依存の問題を抱える精神障がい者への支援が必要 ○出所者を円滑に福祉サービスにつなげる関係機関相互の連携体制が必要	・地域生活定着支援センターの運営および活動内容の市町福祉担当課や福祉関係の事業所など関係機関への一層の周知 ・依存症に関するセミナーや回復プログラムなどの充実 ・関係機関同士の理解促進のため、オンライン活動報告会などの開催による情報共有の強化
3 学校等と連携した修学支援の実施等 (現状と課題) ・少年院出所者数は全国的に減少傾向(法務省調査) ○学びの場が確保できるよう継続した学習環境の確保が必要 ○警察と学校や矯正施設との連携による継続した非行防止活動が必要	・BBS会員による少年鑑別所への学習支援活動の実施 ・学校等での薬物乱用防止教室やインターネットの注意教室の開催など、非行防止活動の実施
4 民間協力者の活動の促進等 (現状と課題) ・本県の保護司充足率は94.0%(定員435人に対し保護司409人) ○保護司のなり手や更生保護ボランティア団体の新規会員の確保が困難 ○自宅面談を避けるなど保護観察中の保護司の安全確保が必要	・保護観察所が行う保護司のなり手確保や民間団体の会員募集の呼びかけなどへの県の広報支援 ・公民館など保護司の安全な面接場所の確保
5 地域による包摂の推進 (現状と課題) ・近所の人が刑を終えて出所した人だと気になる人は56.5%(R4県民意識調査) ・地区相談窓口があるのは県内10地区中4地区 ○地域のつながりが希薄化し、望まない孤独、社会的孤立が増加 ○犯罪をした人の更生に対する県民理解が進んでいない ○地区での相談体制が不足している	・地域住民が気軽に集える地域交流の場の整備支援 ・社会を明るくする運動の推進や雇用促進セミナーの開催など、再犯防止活動のPR、犯罪をした者等の人権啓発の強化 ・県域単位の相談体制だけでなく地区相談窓口の増設

【目標】 受刑者に占める再入者の割合(再入者率)を59.0%(令和5年)から49.0%(令和11年)へ減少させる

福井県再犯防止推進連絡協議会会員名簿

○会員名簿

氏名	役職等	区分
◎岡田 隆志	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授	学識経験者
吉川 健司	弁護士	
小藤 幸男	更生保護法人福井県更生保護事業協会副理事長	関係団体
折目幸太郎	福井県保護司会連合会長	
木崎 直哉	更生保護法人福井福田会施設長	
成田 仁夫	福井県就労支援事業者機構副会長	
堀 絹子	福井県更生保護女性連盟会長	
田中 恵太	福井県 BBS 連盟会長	
土屋 秀樹	社会福祉法人福井県社会福祉協議会専務理事	
山口 潤一	福井県地域生活定着支援センター長代行	
岡野みづほ	福井保護観察所長	国関係機関
森川 久浩	福井刑務所長	
近藤 淳哉	名古屋少年鑑別所福井少年鑑別支所長	
宝田 亮一	福井地方検察庁 統括捜査官	
井関真喜子	福井労働局職業安定部訓練課 課長	

◎は会長

○会員名簿（県行政機関関係課一覧）

県(知事部局)	防災安全部 県民安全課	県教育庁	高校教育課
	健康福祉部 地域福祉課		義務教育課
	健康福祉部 長寿福祉課		生涯学習・文化財課
	健康福祉部 障がい福祉課	県警察本部	生活安全企画課
	産業労働部 労働政策課	事務局	健康福祉部 地域福祉課人権室
	土木部 土木管理課		
	土木部 建築住宅課		

福井県再犯防止推進連絡協議会
福井県再犯防止推進計画策定ワーキング

○名簿

氏名	役職等	区分
◎ 岡田 隆志	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授	学識経験者
折目幸太郎	福井県保護司会連合会長	関係団体
南部 友子	更生保護法人福井県更生保護事業協会事務局長	
松本 久英	福井保護観察所企画調整課長	国関係機関
伊林 達郎	福井刑務所処遇部企画部門 統括矯正処遇官（分類担当）	
宝田 亮一	福井地方検察庁統括捜査官	オブザーバー
岡島 雅典	福井市福祉健康部福祉政策課福祉総合相談室主幹	
青山 訓久	福井市福祉健康部生活支援課 主幹	

◎は会長

計画策定経過

日 程	内 容
令和6年7月18日	第1回福井県再犯防止推進計画策定ワーキンググループ ・第2次福井県再犯防止推進計画の策定 ・国の第2次再犯防止推進計画の概要 ・第2次再犯防止推進計画策定に向けた基本方針
令和6年10月30日	第2回福井県再犯防止推進計画策定ワーキンググループ ・計画の骨子（案）検討
令和7年1月29日	福井県再犯防止推進連絡協議会 ・計画（案）検討
令和7年2月17日 ～3月10日	パブリックコメントの実施
平成7年3月18日	計画決定

第2次福井県再犯防止推進計画

発行 2025（令和7）年3月

編集 福井県健康福祉部地域福祉課人権室

TEL：（0776）20-0328

FAX：（0776）20-0637

E-mail：jinken@pref.fukui.lg.jp